

令和 8 年度企業の課題抽出業務委託仕様書

1 目的

成長志向を有する市内中小企業に対し、企業が抱える本質的な課題（※）を抽出することで、本市や国等の各種支援施策の効果的な活用につなげるとともに、企業の成長ステージに応じた最適な支援施策の提供を実現し、地域企業の成長基盤を強化することを目的とする。

なお、本業務は将来の 100 億企業の輩出を目的として実施する「地域中核企業輩出支援パッケージ」に繋ぐための支援と位置付けて実施するものである。

※本質的な課題抽出…単なる企業ヒアリングや課題列挙ではなく、企業に入り込んで、収益構造・事業モデル・販路・人材・生産性など多面的な視点から分析することで企業の成長に必要な表面的な問題の背後にある、より根本的で、解決すべき核心の問題・課題を明らかにすること。

2 業務内容

受託者は、上記 1 の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

(1) 業務実施方針の策定

業務の目的を効果的に達成できる実施方針を策定する。

(2) 支援先企業の選定に係る業務

ア 市職員と連携して、本社の所在地が仙台市の区域内で、次に掲げるいずれにも該当する会社で、成長志向を有する企業を開拓し、「企業の課題抽出事業」へ申請させ、形式審査のうえ選定すること。また、第一四半期で半数以上の企業を選定し、次に掲げる課題抽出まで実施すること。

※支援件数の目安は 10 件以上とするが、実際の支援件数は公募プロポーザル時に提案すること。

※必要に応じて、本市が保有する市内の売上規模 10 億円以上の企業基本データを参考にすることができる。

- 売上規模 10 億円以上であること
- 経常利益が 2 期連続でマイナスではないこと
- 債務超過ではないこと
- 従業員（正職員）数が一定規模（概ね 30 人）以上であること

(3) 支援先企業に対する本質的課題抽出

支援対象として選定した支援先企業（10 社以上）に対し、以下の支援を行う。

ア 分析作業及び本質的課題の抽出

支援先企業から提出された資料やヒアリング、市場調査等を踏まえ、各支援先企業の現状分析を行い、本質的な課題を抽出すること。

イ 本質的課題抽出結果の成果品作成

分析により抽出された、企業の抱える本質的課題について項目ごとにまとめた成果品を作成する。成果物は電子データによって作成すること。

ウ 成果品の説明

支援先企業に対して、企業が抱える本質的な課題抽出の結果と有効な解決方法を説明する。なお、市職員同行の下実施すること。また、対面で結果を説明することを基本とする。

(4) 課題解決に効果的な支援施策や支援機関等の紹介

ア 各種補助金、セミナー等の支援策の情報を収集の上、支援先企業に対し、課題解決に効果的と思われる支援策の紹介や支援策を実施する支援機関等への取次ぎを行う。なお、支援先企業の情報を支援機関等へ共有する場合には、事前に支援先企業の承諾を得ること。

イ 支援先企業が希望する場合には、課題解決に効果的な支援施策の活用に係るサポートを本業務外として別途行うことができる。

(5) 追加業務

- ・ 業務の実施に当たり、受託者が(1)～(4)の業務に加えて目的の達成に資すると考える業務があれば、委託費の範囲内で提案できるものとする。

(6) 本市との打ち合わせの定期開催

- ・ 本業務に関する進捗状況を共有するための打合せ（オンライン）を原則として月1回程度開催すること。打合せに必要な資料（打ち合わせのアジェンダや企業の状況等）を作成し、打合せ等の記録を作成すること。

(7) 成果報告書の納品

- ・ 本業務の実施内容や成果等を取りまとめた実績報告書を電子データにより納品すること。

3 委託料の減額

- ・ 業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・ 受注者は、本業務により生じた、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・ 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受注者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・ 発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・ 本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(2) 機密保持

- ・ 受注者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。
- ・ 支援先企業の機微な情報を送信する際は、暗号化された手段を用いるなど、安全性を確保して取り扱うこと。
- ・ 委託業務に伴い知り得た情報は、業務終了後も引き続き秘密保持義務を負うことを認識し、適切に取り扱うこと。

6 その他

- ・ 本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
- ・ 提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
- ・ 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- ・ 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを

参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- ・ 受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・ 業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。
- ・ 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、仙台市の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。
- ・ 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)